**認 定 申 請 を さ れ る に あ た っ て －お 読 み く だ さ い－**

１　介護保険のサービスを利用するためには、まず、この申請書による要介認

定の申請が必要です。申請書の提出は本人のほか、本人の意思にもとづいて家族や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などの方も行なうことができます。なお、サービスの利用予定がない場合にはこの申請は不要です。

２　申請書の提出先

【新規申請】

洞爺湖町総務部健康福祉課介護保険グループ

洞爺湖町地域包括支援センター

　　　【更新申請】

　　 　　 洞爺湖町総務部健康福祉課介護保険グループ

　　　　　　洞爺湖温泉支所

　　　　　　洞爺総合支所

３　申請を受け付けた後、町職員（包括支援センター職員含む）または居宅介護支援事業所の介護支援専門員などが調査員として家庭や施設にうかがい、食事や入浴、日常生活動作などに関する７４項目の調査を行います。

　※訪問日時については、原則として土・日・祭日及び夜間の訪問調査はできませんので、あらかじめご了承下さい。

４　申請を受け付けた後、町から申請書に記載された主治医に対して意見書の提出を求めます。

※主治医意見書は、要介護認定のための重要な資料です。申請者の方からも主治医に対して認定申請を行う旨の連絡をするなど、日頃から主治医との連携を取っておくことが望まれます。

５　訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する「西胆振介護認定審査会」が介護の必要性の有無や心身状態の維持・改善の可能性などについて審査します。審査は全国一律の基準に従って行います。

６　原則、申請から30日以内に、認定結果を要支援１～２・要介護１～５の７段階もしくは非該当に分けて通知します。

７　要支援１～２に該当した方は地域包括支援センターが、また、要介護１～５に該当した方は居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、それぞれ利用者に合わせたサービス計画を作成し、計画にもとづいて在宅や施設でのサービスが受けられます。

８　小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設入所者生活介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所など、介護保険法第27条第1項ただし書の規定による代行申請ができない事業所が、本人の代理として要介護認定申請を行う場合は、申請書用紙の提出代行者欄に、事業所名・代理で申請を行う方（担当者）の氏名・被保険者との関係を記入し、提出して下さい。

　　介護保険法第27条第1項ただし書は、要介護認定申請に関する手続を代わって行われることができる者として、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などを規定しているが、全国介護保険担当課長会議資料（平成11年9月17日開催）は、この規定は社会保険労務士法の特例であり、「報酬を得て、業として（つまり、反復・継続して）、要介護認定の申請代行又は代理を行いうるのは、社会保険労務士、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に限定される」が、「報酬を受けないというのであれば、これら以外の者について、申請の代行又は代理を行うことは当然可能である」としている。

【**注意事項**】

　・要介護認定・要支援認定申請書の記入にあたっては、被保険者の意思を忠実に反映してください。また、被保険者証を確認しながら、正確に記入してください。

　・介護保険の認定が必要な方には、認知症等により判断能力が不十分となり、本人の意思が確認できない場合があると思われますので、十分ご留意ください。

　・被保険者本人から単に預かった申請書についても、提出代行又は申請の代理となります。この場合においても、書類不備がないよう十分確認の上、提出をお願いいたします。

　お問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　洞爺湖町総務部健康福祉課介護保険グループ

　　　　　　　　　　　　　〒049-5692　虻田郡洞爺湖町栄町５８

　　　　　　　　　　　　　　☎　　0142-74-3001

　　　　　　　　　　　　　Fax　 0142-74-2121